

宿泊客の送迎どうしてる？ ガイドはツアーの参加者を車に乗せられる？

～道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関する説明会～

自動車を使って旅客を有償で運ぶにはバス、タクシー、自家用自動車有償運送の許可又は登録が必要です。この度「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」が制定され、有償と無償の考え方をわかりやすく整理し、宿泊事業者やガイドが自家用自動車で行ける範囲が広がりました。そのため、自家用自動車でも許可又は登録なしに運送できる範囲を正しくご理解いただくための説明会を開催いたします。ぜひご参加ください。

日時

令和6年

8月7日 水 13:00-14:30

※11月頃にも同内容で説明会の開催を予定しております。

オンライン開催

Microsoft Teams (URLはお申込後メールにてお知らせします)

※説明会終了後は、北海道運輸局HPにて、アーカイブ配信を予定しています。

主な内容

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」について

※本説明会は、ガイドラインのうち主に宿泊施設・ガイドに特化した内容となります。

※ガイドラインについては、下記のURLよりご覧いただけます。〈国土交通省HP〉

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001322024.pdf>(イラスト版)

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001338101.pdf>(本文)

お申込方法及び事前質問について

8月5日(月)までに下記の提出先にメールをお願いいたします。

事前質問も受け付けておりますので、お申込の際に合わせてご記入ください。

なお、メール本文には下記の記載をお願いいたします。

〈メール本文への記載内容〉

- ①所属 (部署名や施設名等まで記入をお願いいたします)
- ②所属の分類 (宿泊業、旅行業、ガイド業、運送業、観光関連団体 (観光協会・DMO等)、官公庁、その他 (その他の場合は記載) からご選択)
- ③所在の地域 (石狩地方、空知地方、後志地方、胆振地方、日高地方、渡島地方、桧山地方、上川地方、留萌地方、宗谷地方、オホーツク地方、十勝地方、釧路地方、根室地方、その他 (その他の場合は記載) からご選択)
- ④参加者の役職、氏名、E-mail (WEB説明会のURL等をお送りします)
- ⑤事前質問 (事前質問がある場合は下記に記載をお願いいたします。無い場合は記載不要です。)

※事前質問の受付は、7月31日(水)までとさせていただきます。

※事前質問に関しては、説明する際の参考とするもので、全てに回答するものではありません。

また、説明内容は主に宿泊施設・ガイドに特化したものとなりますので、ご質問については関連した内容としていただくようお願いいたします。

提出先 : hkt-sem01@ki.mlit.go.jp (北海道運輸局セミナー案内)



国土交通省

〈主催〉

国土交通省
北海道運輸局

〈お問い合わせ先〉

担当 観光部観光企画課 酒井、白澤

電話 011-290-2700

E-mail hkt-sem01@ki.mlit.go.jp